

福祉事務所の役割
児童相談所の役割

福祉事務所の役割

- 福祉事務所とは、地域の福祉を総合的に取り扱う公共の事務所です。地域包括支援センターや保健所のように「高齢者」「健康」など狭い範囲での福祉ではなく、「福祉そのもの」を支援する事務所です。その範囲は「老人福祉」「障害者福祉」「生活保護」「児童福祉」「母子及び寡婦福祉」に及び、それらに関する援護、育成、または更生の措置に関する事務を行います。
福祉を必要とする人または必要であると判断される人に対して訪問や来所による面接を行い、援護、育成、更生の措置、生活の指導等を行います。またさまざまな福祉分野での相談を受けるなどの対応もしています。

福祉事務所の具体的な活動

- 福祉事務所の職員は原則として「福祉を必要とする人または必要であると判断される人に対して訪問や来所による面接を行い、援護、育成、更生の措置、生活の指導」等決められた業務があります。具体的な内容を以下に載せますが、原則として決められている業務に支障がない範囲であれば他の福祉関係の業務を行うことができるとされています。そのため事業所によって取り扱う内容には違いがあります。

- 民生委員・児童委員に関する事務
- 児童扶養手当に関する事務
- 介護保険事業所の指定・届出
- 社会福祉法人の届出
- 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、障害者施設等の整備
- 介護保険事業所、障害者福祉サービス事業所の事故報告
- 介護職員に関する研修
- 母子父子寡婦福祉資金
- 婦人相談
 - DV相談
- 特別障害者手当
- 障害者等療育支援事業
- 生活保護
- 生活困窮者支援

■生活保護法

- 生活保護の仕事は、生活保護担当の相談員やケースワーカーが受付します。市役所にある、「福祉事務所」で実施します。ケースワーカーの正式な所属名称は、00市福祉事務所福祉課生活0係 社会福祉主事という名称が正式となります。その福祉事務所所属の立場で生活保護の相談、申請、等様々な申し出に対処していく役割を担っています。

■児童福祉法

福祉事務所は、児童家庭福祉に関しては、市町村長や都道府県知事から委任を受けた場合、保育や助産、母子保護の実施を行います。また、都道府県設置の福祉事務所では、要保護児童の通告を受けた場合、児童や保護者に対する指導、必要に応じては児童相談所への送致などを行います。特に、児童虐待に関する通告を受けた場合は、必要に応じて近隣住民や関係者の協力を得て、児童の安全の確認に務め、必要に応じて児童相談所に送致します。特に最近多発している児童虐待については児童の安全、保護と言う役割は生命に関わる重大な事です。

■母子及び寡婦福祉法

- 福祉事務所この母子及び寡婦福祉法のに基づき、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事を明確にし、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を考えて、母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを最大の役割としています。

■身体障害者福祉法

- 市町村の設置する福祉事務所はこの法律の下に、身体障害者に自立と社会経済活動への参加を進めるために身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護しもつて身体障害者の福祉の増進を図ることを役割としています

■知的障害者福祉法

- 各市区町村に知的障害者更生相談所として設置されて、業務は知的障害者の福祉に関し、相談及び専門的な知識の提供等を行う事による、知的障害者を援助することが役割とされています。

福祉事務所の業務

- 生活に困窮している人の相談や、生活保護の実施をしています。
- 保育所・母子生活支援施設・助産施設への入所をはじめ、児童、家庭の福祉についての相談に応じています。
- 知的障害者の援護施設への入所など、知的障害者の福祉についての相談に応じています。
- 母子福祉資金の貸付など、母子福祉についての相談に応じています。
- 身体障害者手帳の交付、施設への入所、補装具や更生医療の給付など、身体障害者の福祉についての相談に応じています。
- 老人ホームへの入所など、高齢者福祉についての相談に応じています。

○各課及び専門職別業務の特色としては次のような業務が挙げられます。

職員配置の法的根拠

福祉事務所は「福祉六法」を法的根拠としています。

- ・生活保護法
- ・児童福祉法
- ・母子及び寡婦福祉法
- ・老人福祉法
- ・身体障害者福祉法
- ・知的障害者福祉法

○福祉事務所の職員はこの福祉六法に定める「援護」「育成」または「更生」の措置に関する社会福祉行政機関の職員となります。

児童相談所とは？



児童相談所とは児童福祉法に基づき、0歳～18歳未満の子どもの権利を守り子ども家族の援助を行うことを目的に、各県に設置されている児童福祉専門機関のことを示します。

近年は、児童相談所が青少年相談センターなどの機関と統合されて運用されていることも多く、対象年齢が20歳未満となっている機関もあります。

2018年10月1日現在では各都道府県に1施設以上、全国で212か所の児童相談所があります。

24時間365日児童虐待や子どもの教育方法などの相談を受け付けており、随時的確なアドバイスや必要がある場合は介入を行うなどが主な業務です。

児童相談所の主な3つの役割



児童相談所は大きく分けると3つの役割、「指導・措置」「家庭や子どもについての相談」「子どもの一時保護」を担っている機関です。ここでは3つの役割について深掘りして解説していきます。

1.指導・措置

虐待が原因で児童がなんらかのダメージを受けるのを避けるために、虐待の可能性のある家庭へ訪問・指導・措置などを行います。

基本的に「児童虐待の可能性がある」という通報を受け付けてから48時間以内に対象となる児童の安全確認が行われます。

それと同時に様々な機関と連携して学校・保育園生活での状況・家族構成・住所・名前などが調査され、安全確認で得た情報と合わせて「虐待の可能性はあるのか・指導が必要か」などを検討。

安全確認の段階で48時間以内に安否を確認できなかった場合は、児童福祉司が自宅まで足を運び安全確認を行います。

2.家庭や子どもについての相談

児童虐待への対応を行っている機関というイメージが強いですが、児童虐待以外にも子育ての悩み相談も受け付けています。

的確なアドバイスをもらうことができる他、どうしてもない場合は、児童福祉司が介入してくれるのです。相談の内容は大きく4つに分かれます。

①養護相談

子どもの両親が死亡・行方不明・入院・離婚などにより養護が困難である場合の相談対応も児童相談所の役割です。また、虐待を受けている子どもの養護に関する相談も行っています。

②心身障害相談

障害児・発達障害などの重度な心身障害を抱えている子どもに関する相談も行っています。「他の子どもより話すことができない」「歩くのが遅い」などの悩みにも的確なアドバイスをもらうことが可能です。

③非行相談

子どもの万引き・深夜徘徊・喫煙・飲酒などの非行に対して、子どもに直接に働きかけたり、親としてどのような行動を取るべきかの相談も受け付けています。

非行はエスカレートすると重大な事件に繋がるおそれもあるため、少しでも悩みを感じた場合や非行が悪化した場合はすぐに相談してみましょう。

④育成相談

育成相談は主に、子どもの性格や行動・不登校などに関する悩みの相談です。片親の家庭や両親共働きの家庭などは子どもとのコミュニケーションの時間を十分に取れない傾向にあり、この悩みを抱える場合が多いようです。

3.子どもの一時保護

子どもの一時保護は「虐待が確認された場合」「虐待のおそれを感じられる場合」「子どもが親に怯えている場合」「虐待以外にも子どもを家庭から離して保護する必要を感じられる場合」などに行われます。

一時保護の有無の判断はとても難しく、判断を間違えた場合、最悪親の虐待によって子どもが亡くなってしまうおそれもあるのです。

一時保護された子どもは一時保護所という施設で年齢と成長に相当した生活を送ります。一時保護は、子どもの身の安全を守ることが最優先されますが、最低限の生活上のルールを守るように指導されます。

中には、一時保護所から逃げ出そうとする子どももいますので、職員の方は苦慮されることもあります。